

議案第70号

取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

取手市奨学金貸付条例（平成4年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

近年の物価上昇に伴う家計への影響や独立行政法人日本学生支援機構による修学支援新制度の拡充などの社会情勢の変化を鑑み、取手市奨学金貸付事業における貸付金額の増額、奨学生対象者の要件の拡大その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

取手市奨学金貸付条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項の規定に基づき、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者の学業に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、高等教育の機会均等を図ることを目的とする。</u></p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者の子弟</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>品行正しく、向学心に富む者で大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の課程を優秀な成績で修業できると認められる者。ただし、高等専門学校にあっては、第4学年及び第5学年に在学する者に限る。</u></p> <p>(4) <u>この条例に基づく奨学金のほかに奨学金の貸付けを受けていない者</u></p> <p>(奨学金の貸付額)</p> <p>第3条 奨学金の貸付額は、次の表の左欄に掲げる<u>大学等に在学する者について同表右欄に掲げる額を上限として取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める額とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>取手市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者の学業に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることを目的とする。</u></p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住する者</u>の子弟</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 品行正しく、向学心に富む者で大学又は<u>短期大学の課程を優秀な成績で修業できると認められる者</u></p> <p>(4) <u>他に奨学金を受けていない者</u></p> <p>(奨学金の貸付額)</p> <p>第3条 奨学金の貸付額は、次の表の左欄に掲げる<u>学校に在学する者について同表右欄に掲げる額を貸し付ける。</u></p>

大学等の種類	月額
国立及び公立	40,000 円
私立	50,000 円

(奨学金の貸付人員)

第4条 奨学金の貸付人員は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

(奨学金の貸付期間)

第5条 奨学金の貸付期間は、当該奨学金の貸付けを受けようとする者の在学する大学等における正規の修学期間とする。

(連帯保証人等)

第6条 奨学生は、連帯保証人及び保証人各1人を立てなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人及び保証人は教育委員会が別に定める要件を満たす者でなければならない。

(奨学金の停止及び廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸付けを停止し、又は廃止する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(6) この条例の規定に違反したとき。

(7) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(奨学金の返還、猶予及び減免)

第8条 奨学金は、当該大学等を卒業した年の翌年の4月から起算し10年以内に返還しなければならない。ただし、前条により奨学金の貸付けを廃止された者は廃止の月から起算して5年以内^に返還しなければならない。

2及び3 (略)

(奨学金の利子等)

第9条 奨学金は、無利子とする。ただし、

学校の種別		奨学金貸付金月額
大学(短期大	国, 公立	30,000 円
学を含む。)	私立	40,000 円

(奨学金の貸付人員)

第4条 奨学金の貸付人員は、毎年度予算の定めるところによる。

(奨学金の貸付期間)

第5条 奨学金の貸付期間は、当該奨学金の貸付けを受けようとする者の在学する学校における正規の修学期間とする。

(連帯保証人等)

第6条 奨学生は、市内に居住する成年者又は親族のうちから連帯保証人及び保証人各1人を立てなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人及び保証人は独立の生計を営む成年者でなければならない。

(奨学金の停、廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸付けを停止し、又は廃止する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 保護者が市外に転出したとき。

(6) その他取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたとき。

(奨学金の返還、猶予及び減免)

第8条 奨学金は、当該学校を卒業した年の翌年の4月から起算し10年以内に返還しなければならない。ただし、前条により奨学金の貸付けを廃止された者は廃止の月から起算して5年以内^に返還しなければならない。

2及び3 (略)

(奨学金の利子)

第9条 奨学金は、無利子とする。ただし、

教育委員会が正当と認める理由がなく滞納した場合は、法定利率により算定した遅延利息を徴収する。

教育委員会が正当と認める理由がなく滞納した場合は、年7.3パーセントの割合で延滞利子を徴収する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。